

議案第47号

鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県道路占用料徴収条例（昭和28年鹿児島県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400	1,200	1,100
------------------------	------------------	-------	-------	-------

を

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	4	3	3
		道路の構造又	その他のもの		13	11	11
				1本につき1年	1,000	900	880

	は交通の状況 を表示する標 示柱その他の 柱類				
その 他 の も の	上 空 に 設 け る も の	占用面積1平方メ ートルにつき1年	650	560	550
	地 下 に 設 け る も の		390	340	330
その他のもの			1,400	1,200	1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メ ートルにつき1年	1,400	1,200	1,100

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

自動運行補助施設の道路占用料を新設するため、所要の改正をしようとするものである。